

稚内市避難行動要支援者避難支援計画

平成 27 年 10 月

稚 内 市

目 次

第1章 総 則	1
1 策定の目的	1
2 策定の考え方	1
3 推進体制	1
第2章 避難行動要支援者名簿の作成及び情報の伝達等	2
1 避難行動要支援者の範囲	2
2 避難行動要支援者名簿の作成	2
3 避難行動要支援者名簿の記載事項	2
4 同意の取得	2
5 情報の管理方法	3
6 情報の提供	3
7 情報の秘密厳守	3
8 情報伝達方法の整備	3
9 避難施設の確保	5
10 普及・啓発など	5
第3章 災害発生時の対応	8
1 避難情報などの伝達・避難誘導・安否確認	8
2 避難所における支援など	8
第4章 社会福祉施設などの対策	13
1 社会福祉施設などの役割	13
2 防災対策	13
第5章 個別計画の策定	15

第1章 総則

1 策定の目的

災害による被害を未然に防止するためには、日ごろの防災対策が不可欠であり、災害に対する備えを行うことにより被害を減少させることができます。防災対策の推進に当たっては総合的な取り組みが重要であり、中でも、災害発生時に自力又は家族の力だけで避難することが難しい避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）の避難支援対策は大きな課題となっています。

本市では、風水害や地震・津波等の災害に備え、要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から要支援者に関する情報を把握するとともに、避難誘導や情報伝達等の支援体制の整備を図り、地域の安全・安心体制を強化することを目的とします。

2 策定の考え方

稚内市避難行動要支援者避難支援計画（以下「避難支援計画」という。）は、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにするものであり、「稚内市地域防災計画」の下位計画として避難支援に関する事項を具体化したものです。

避難支援計画は、要支援者の避難支援に関する全体的な考え方を示す「全体計画」と要支援者一人ひとりに対する「個別計画」で構成しますが、個別計画については、地域の特性や実情、個々の要支援者の状況を踏まえ、作成に向けた取り組みを推進します。

3 推進体制

市は、要支援者の避難支援を的確に実施するため、防災担当部門、福祉担当部門、保健担当部門など市の関係部局で横断的な体制を確立し、民生児童委員や町内会、自主防災組織などと連携しつつ、平常時から情報の共有に努め、支援策の検討を行い、要支援者の避難支援対策を推進します。

また、「個別計画」の作成にあたっては、要支援者本人と地域の避難支援等関係者^{※1}が話し合い、避難行動を検討することが有効であることから、避難支援等関係者に協力を求め進めていきます。

※1 避難支援等関係者とは

民生児童委員、町内会、自主防災組織、社会福祉協議会、消防機関、警察署その他要支援者の避難支援を行う関係者のことをいいます。

第2章 避難行動要支援者名簿の作成及び情報の伝達等

1 避難行動要支援者の範囲

この計画において対象とする要支援者は、原則として、在宅の方で、災害発生時に安全な場所への避難が自力で困難であり、周りの人の支援が必要な全ての住民を対象とします。

市では、次に掲げる方々について優先的に把握を進めます。

- (1) 要介護認定3～5を受けている者
- (2) 身体障害者手帳1・2級の第1種を所持する者
- (3) 療育手帳Aを所持する知的障害者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1級または2級を所持する者
- (5) 市の支援を受けている難病患者
- (6) その他避難支援が必要と市長が認める者

2 避難行動要支援者名簿の作成

市は、災害が発生し又は災害が発生する恐れがある場合に備え、要支援者に該当する者を把握するため、関係部局が保有する情報を集約し、避難行動要支援者名簿（別紙様式1。以下「名簿」という。）を作成するものとします。

名簿は、避難支援等関係者へ名簿情報を提供することに対し同意を得ている者の名簿（配付用）と、同意を得ていない者の名簿（非配付用）に分けて作成します。

3 避難行動要支援者名簿の記載事項

名簿に記載する事項は次のとおりとします。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする理由
- (7) その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

4 同意の取得

市は、要支援者に対し、稚内市避難行動要支援者名簿の情報提供同意書（別紙様式2。以下「同意書」という。）により、避難支援等関係者への名簿情報の提供について同意を得ます。

また、避難支援等関係者への名簿情報の提供について同意を得ていない者に対して、避難支援等関係者に協力を得ながら、電話や個別訪問等により、本人や家族に制度の趣

旨や内容を説明し、同意の取得に努めます。

5 情報の管理方法

市では、災害発生時の状況を考慮し、名簿を電子データと紙媒体の両方で作成・管理します。

電子データの管理は防災安全課で行い、部外の職員がデータの閲覧などができないように、あらかじめ操作する職員を所属長が指名し、パスワードを与えて管理します。

紙媒体で共有する場合は、情報を管理する人が責任を持って、施錠できる書庫・保管庫で管理するなど、情報漏洩の防止に万全の注意を払います。

名簿に記載されている内容及び情報伝達方法などについて、年1回定期的に確認します。また、内容に変更があったときは、市の関係部局より情報を提供してもらい随時更新して、更新した場合は、共有者全てに新しい情報を提供します。

6 情報の提供

市は、同意書により、平常時から予め避難支援等関係者に名簿情報を提供することについて同意した者の名簿情報を避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に提供します。

また、名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう指導します。

7 情報の秘密厳守

名簿情報を共有する関係者は、名簿を避難支援以外の目的で使用することはできません。また、名簿に記載された情報及び支援をするうえで知りえた個人の秘密を守らなければなりません。支援する役割を離れた後も同様とします。

8 情報伝達方法の整備

要支援者は、避難に関する情報を受けることや、その情報に対して適切な行動をとることが困難な場合が多いことから、避難情報など必要な情報が要支援者及び家族・支援者に確実に伝達できるよう、災害発生時の情報伝達体制の整備に努めます。

また、要支援者は、災害時だけでなく平常時においても、要支援者自身に不測の事態が発生した場合には、関係機関などへの連絡や通信手段を確保する必要もあるため、関係機関と連携しながらその取り組みを進めます。

(1) 避難情報の発表

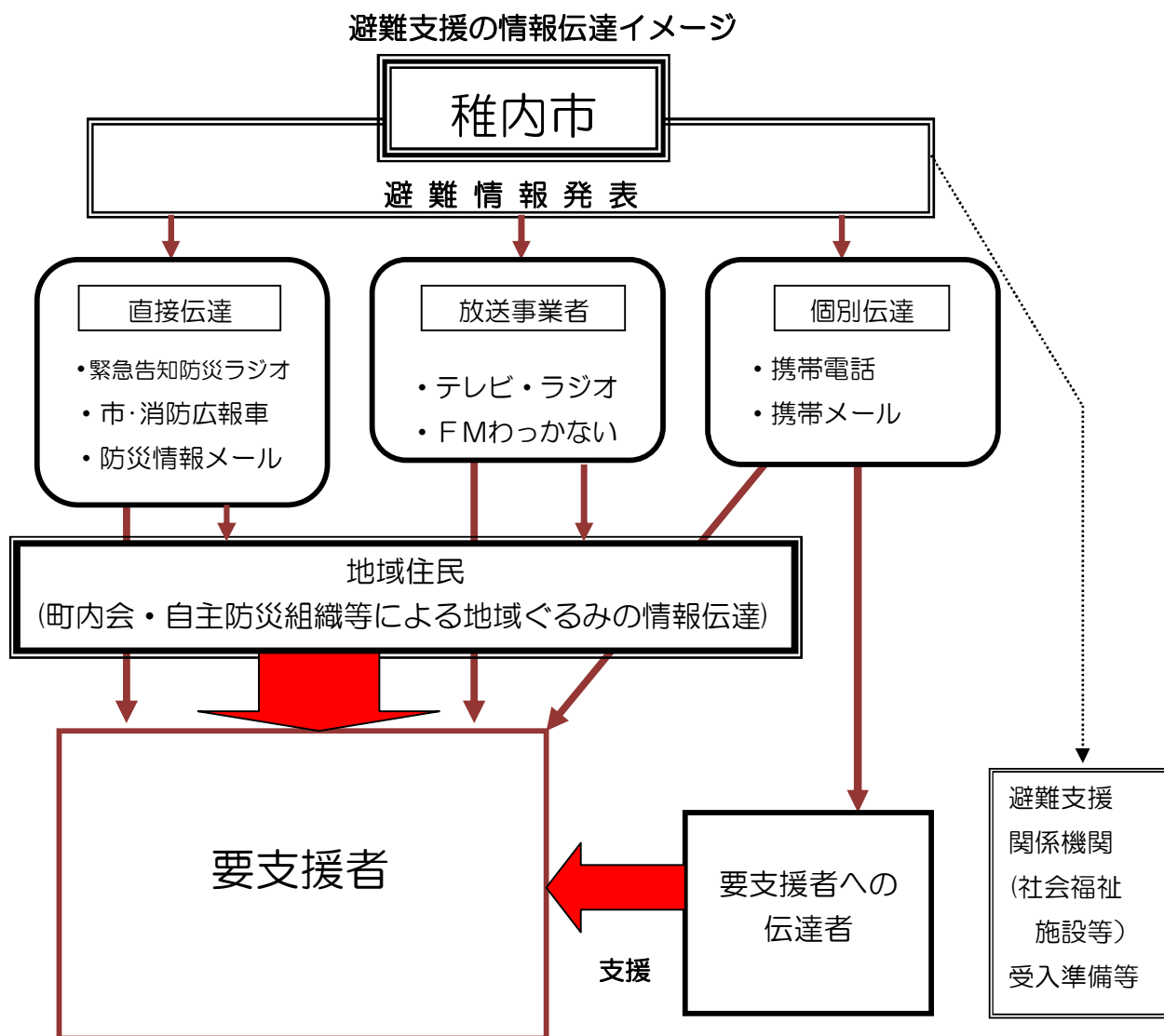
市は、災害発生のおそれがある場合、避難勧告・指示の発表にさきかけて、要支援者が避難行動を開始するため「避難準備情報」※2を発表します。

※2 避難準備情報とは

気象情報等に注意を払い、避難の準備を促すとともに、避難に時間を要する避難行動要支援者などが事前に避難するための目安となる情報をいう。(稚内市地域防災計画 基本対策編 第4章 災害発生後の応急対策 第2節避難救出より抜粋)

(2) 避難情報の伝達

市は「避難準備情報」などの避難に関する情報を発表したときに、要支援者一人ひとりに情報が正確に伝達されるよう、避難支援等関係者と連携し、伝達体制を具体的に定めます。



情報伝達体制の設定例

〇〇町内会の避難行動要支援者への情報伝達体制

市情報伝達 担当課	伝 達 先			要支援者への 伝達者	要支援者 氏名
	所 属	氏 名	連絡先		
防災安全課	町内会長 (自主防災組織)	〇〇〇〇	〇〇- 〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
				□□-△△△△	〇〇〇〇
				〇〇〇〇	〇〇〇〇
				□□-△△△△	〇〇〇〇
社会福祉課 介護高齢課	民生児童委員 など	〇〇〇〇	〇〇- 〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
				□□-△△△△	〇〇〇〇

9 避難施設の確保

大規模な災害が発生した場合には、要支援者を含む多数の被災者が避難所で生活を送ることになります。要支援者は、一般の避難所での避難生活で支障をきたす場合があることから、安心して生活できるよう、必要な生活支援が受けられる体制が整っている特別養護老人ホーム、デイサービス、短期入所施設などの社会福祉施設と事前に協定を締結するなど、「福祉避難所」として指定できるよう取り組みを進めます。

10 普及・啓発など

要支援者の避難支援等が迅速かつ的確に行われるためには、日ごろから地域住民の防災意識を高めていくことが大切です。

また、災害時に要支援者の身を守り、安全に避難を支援するためには、周りの支援者だけでなく、要支援者やその家族などの日ごろの備えも必要です。

そのため市は、各関係機関と連携・協力しながら、防災意識の啓発に努めます。

(1) 地域住民の防災意識の啓発

地域住民に対しては、防災に関する知識のほか、要支援者の救出や避難誘導などにあたって配慮すべき事項など、要支援者への対応方法についても併せて、普及・啓発を図ります。

(2) 防災訓練などの実施

地域住民や要支援者の防災意識を高めていくため、市や地域などで実施する各種の防災訓練において、要支援者の視点を入れた訓練を実施するほか、要支援者が参加する訓練・講習会を実施します。

(3) 要支援者及びその家族などへの防災意識の啓発

大規模な災害が発生した場合には、近隣すべてが被災者という状況も予想されるため、必要な備えについて、要支援者及びその家族や支援者に対し周知することが必要です。

周知にあたっては、簡易な言葉やイラスト付きの文章などを使用するほか、漢字には仮名をふるなど、それぞれの状況に応じた方法で、関係団体の協力を得ながら進めます。

なお、防災に対する正しい知識を要支援者やその家族などに理解をいただくため、講習会や研修会などを実施します。

(4) 要支援者の備え

災害時に要支援者の身を守り、安全な避難を支援するためには、周囲の支援だけでなく、要支援者やその家族などの日ごろの備えも必要です。

そのため市は、次の事項などを参考にしながら災害に対する備えに取り組むように、要支援者やその家族、地域住民への啓発に努めます。

ア 近隣や地域の各種団体などとの連携

最寄りの民生児童委員や自主防災組織のリーダーなどが誰であるか把握しておきます。

地域の様々な組織や団体と日ごろから積極的に交流し、災害時の協力が得られやすい環境を作っておきます。

市や各地域で実施する防災訓練などへ積極的に参加するとともに、その機会を通じて自主防災組織や近所の人とのコミュニケーションを深めておきます。

イ 必要な支援内容の伝達

災害時に備え、どのような支援が必要かを周囲に的確に伝え、理解してもらう必要があるため、援助を必要とするときにはいつでも周囲の人に渡せるよう、緊急連絡カード^{※3}に記載するなど準備をしておきます。

※3 緊急連絡カードとは

災害時に、自分がどのような支援を必要としているかを周囲に伝えるためのカード。

住所、氏名、性別、生年月日、障害の種類・程度、緊急時の連絡先（自宅、家族、親戚、医療機関等）、服用している薬の種類、必要とする支援の内容その他気をつけなければならない心身の状況等を記載する。

使用例)

厚紙に貼ったものをパスケースに入れるなどして、日々携帯する。
支援を必要とするときにいつでも渡せるよう、何枚かコピーしておく。
非常用持ち出し袋に入れておく。

ウ 避難経路の確認

自宅から避難所までの経路を、家族や支援者とともに実際に歩いてみて、事前に確認します。

エ 非常持ち出し品などの準備

災害時に避難が必要となった場合に備え、非常持ち出し品などをまとめておき、いつでも携帯できるよう出入り口付近に準備をしておきます。

特に薬や医療器具など、特別な持ち出し品が必要な場合は、それらについても周囲の人に情報が伝わるよう表示しておきます。

オ 災害に備えた備蓄

飲料水は、一人1日3リットルを目安として、最低1日分、できれば3日分をペットボトルなどの容器に常に用意をしておき、保存可能な期間に注意しながら定期的に取り替えます。

缶詰や保存食、菓子など摂取可能な食料を最低1日分、できれば3日分備え、保存可能な期間に注意しながら定期的に取り替えます。

カ 外出時の備え

外出した際に災害にあった場合には、周りの環境が普段と大きく異なることから、より一層、周囲の人の支援や協力が必要になることが想定されます。

このため、周囲の人に速やかに支援してほしい内容などを伝えられるよう、外出時には、緊急連絡カードやブザーなどそれぞれの状態に応じて必要な物を携帯します。

キ 住宅の安全対策

地震に対しては、建物の耐震性を確保することが何より重要です。住宅の耐震診断を受け、必要があれば耐震改修や補強を行い、門柱やブロック塀などについても同様に対応します。

家具や大型の電気製品は、市販の固定器具などを使用して確実に固定します。家具などを固定できない場合は、倒れても被害を受けられないような配置などをします。

窓ガラスについては、市販の飛散防止フィルムを貼り付けておきます。

また、家具や棚の上に物を置かないことや、落下防止の措置をとっておきます。

第3章 災害発生時の対応

1 避難情報などの伝達・避難誘導・安否確認

災害が発生した場合には、要支援者に的確に情報を伝達し、避難支援等関係者による支援や地域住民同士の助け合いにより、適切に避難所へ誘導します。

(1) 要支援者への避難情報などの伝達

災害が発生した場合や、発生のおそれがあり避難を要する場合には、あらかじめ地域ごとに定めた伝達体制により、迅速・確実に避難情報などを伝達します。

災害時には、電話回線や電力の寸断などにより、電話や携帯電話などを使用した情報伝達ができなくなる可能性が高いことから、人的手段により伝達することも併用します。

(2) 要支援者の避難誘導と安否確認

災害発生直後の要支援者の救助や避難誘導は、避難支援等関係者を中心に、地域の住民などが協力しながら行います。

また、安否の確認については、現地で情報の伝達や避難誘導を行うことで一時的に確認できますが、確実に行うため、平常時に把握しておいた情報などに基づき、避難所において、避難した要支援者を把握するとともに、一緒に避難してきた住民などからも状況を把握します。

安否が確認できない要支援者については、消防や警察に救助や確認を依頼します。

また、避難が必要な地域において、あらかじめ本人の同意が得られていないなどの理由で、情報が登録・共有されていない要支援者についても、名簿をもとに、迅速な安否確認や避難誘導に努めます。

2 避難所における支援など

避難所に避難したあとは、ライフラインの回復や住居の確保が可能となるまでの間、避難者が共同で生活を送ることになります。

避難所での生活は、災害を受ける前と生活環境が大きく変化するため、要支援者にとっては、過度のストレスが生じ、生活そのものが困難な状況となる場合が想定されるため、要支援者に対して十分な配慮を行います。

(1) 避難所の運営

要支援者が安心して避難生活ができるように、次の点に留意します。

ア 要支援者のためのスペースを区分し、トイレに近い場所、和室や採光の良い場所、階段を使わなくても行動できる場所、出入りが楽な場所などを確保します。

イ 心の健康の観点から、基本的な生活環境を保つため、テレビやラジオの確保をはじめ、長期化する場合は、トイレ、冷暖房などの確保・設置など、できるだけ日常生活の状況に近づけるよう努めます。

ウ 出入り口の段差の解消、通路幅の確保、洋式トイレの設置、畳を敷くなどの配慮に努めます。

エ 感染防止のための必要な衛生管理に配慮します。

(2) 物資・食料の調達

要支援者が避難生活を送っていくためには、それぞれの状態に応じたきめ細かな配慮が必要であることから、避難所での生活において必要となる生活物資などについて、調達・供給に努めます。

また食料については、できる限りやわらかく温かい食事を提供し、飲料水も十分に配布できるよう配慮します。

(3) 情報の提供

災害発生直後は、情報が不足するため、必要以上に不安を抱くことが想定されることから、テレビやラジオ、市からの情報提供などを的確に要支援者へ提供していくことが必要です。

このため、情報提供にあたっては、それぞれの状態に配慮し、紙、音声、外国語など、様々な方法により実施します。

また掲示物や紙による情報提供については、可能な限り大きい文字で記載し、漢字には仮名をふるとともに、図やイラストを用いるなど、誰でもわかりやすい表示に努めます。

(4) 相談窓口の設置

要支援者の支援ニーズは、心身の状態など一人ひとり異なっていることから、具体的な要支援者の状況とニーズを迅速かつ正確に把握するため、専門の相談窓口を設けるなど、避難所での相談体制を整備します。

相談窓口には、女性や必要に応じて手話通訳者などの配置について配慮します。

また、窓口に来ない人や来られない人に対しては、避難所内の巡回相談などを実施します。

(5) 個別のニーズへの対応

相談窓口や巡回相談などによって把握した個別のニーズに対しては、できるだけ速やかに対応するように努めます。

ア 高齢者

自力での移動が困難な人に対しては、杖や車いすを用意します。また介護が必要な人には、介護職員の派遣などの対応が必要です。トイレに近い場所を確保し、居室の温度調節に配慮します。徘徊の症状がある認知症の高齢者については、周囲の人にも声をかけてもらうように理解を求めます。

また、服薬が必要な場合が多いことから、医療機関と連携するなどの配慮が必要です。

イ 視覚障害者

情報については、放送や拡声器などにより音声を繰り返し伝達し、拡大文字による掲示や点訳などに努めます。

白杖などの補装具やその他日常に必要な用具については、必要に応じた確保や修理に努めます。

仮設トイレを屋外に設置する場合は、壁伝いに移動が可能な場所に設置するか、順路にテープを張るなど、移動が安全にできるよう配慮します。

ウ 聴覚障害者・言語障害者

情報伝達については、紙や掲示板を活用するほか、音声による連絡（放送など）を実施する場合は、文字での掲示を実施し、手話通訳者などの配置について配慮します。

紙や掲示板による伝達を実施する際は、できるだけわかりやすい言葉を使用し、漢字には仮名をふるよう配慮します。

補聴器などの補装具や日常生活に必要な用具については、必要に応じた確保や修理に努めます。

エ 肢体不自由者

身体機能にあった安全で利用可能なトイレをできるだけ近い場所に確保します。

車いすや補装具など日常生活に必要な用具に関しては、必要に応じた確保や修理に努めます。

オ 知的障害者・精神障害者

周囲と十分にコミュニケーションがとれず、トラブルの原因になったり、環境の変化のために精神が不安定になるおそれもあるため、間仕切りをしたり、部屋を確保するよう配慮します。

また服薬が必要なが多いことから、医療機関との連携に努めます。

カ 人工透析患者

定期的かつ継続的に人工透析を受けることが必要なため、その対象者を把握し、医療機関と連携を図りながら対応します。

キ 難病患者

特殊な医療機器や医薬品などを常時使用する必要がある場合が多く、医療機関との連携調整を図りながら対応し、医療機関への収容などについても調整します。

ク 妊産婦

防音、防寒や衛生面での配慮が必要であるため、医療機関との連絡体制を確保します。

ケ 外国人

日本語が理解できない外国人については、避難所の中に外国語ができる人の協力を求め、必要に応じて通訳者などの派遣をします。

(6) 医療班などによる巡回と福祉施設・医療機関などへの移送

障害の重度化や合併症の予防などの観点から、医師や看護師、保健師、栄養士などが避難所を巡回し、健康状態の確認や相談に応じる機会を確保するとともに、その結果によっては、必要に応じて福祉施設や医療機関などへの移送を検討します。

(7) 心のケア

被災体験や避難所での慣れない生活が続くことにより、体の疲労はもとより、ストレスの蓄積などによる体調の変調や、外傷性ストレス症候群（PTSD）への進行が懸念されます。

このため、これらを予防するため、専門家などの協力を得ながら、心のケアを実施します。

(8) 避難所以外の要支援者への支援

被災した要支援者の中には、他人との共同生活に抵抗があることなどの理由から、自宅車庫や自家用車内などで避難生活を送る人も発生することが想定されます。

狭い場所で一定の姿勢のまま長時間動かないでいると、エコノミークラス症候群となる危険性が高くなります。

こうした避難生活を送っている要支援者については、消防、警察をはじめ、地域の方々、関係機関・団体及びボランティアの皆さんの協力を得ながら、所在確認・現状把握に努め、必要な情報提供に努めるとともに、巡回健康相談や心のケアを実施します。

また、被災をまぬがれた要支援者についても、生活を維持するためには、適切な保健福祉サービスの継続的な確保が必要であることから、関係機関や事業者などとも協力しながら、できる限り早期にサービス提供体制の回復を図ります。

(9) ボランティアとの連携

大規模な災害や避難生活が長期化する場合には、要支援者に対する各種の支援を十分に行うには、ボランティアの活動が被災者にとって大きな力となります。

このことから、要支援者のニーズを的確に把握しながら、避難所でのボランティアの受け入れ態勢を整備するなど、ボランティアが効果的に活動できるようなコーディネート体制をつくります。

(10) 生活のリズムの適正保持

要支援者は、平常時から何らかの支援の下で生活をしている傾向があります。災害発生時は、その傾向が一層強くなると考えられることから、要支援者の適正な生活リズム（起床、就寝、食事時間などの厳守、体操など適度な運動の励行）を確保します。

第4章 社会福祉施設などの対策

1 社会福祉施設などの役割

要支援者が利用している医療機関や社会福祉施設については、災害が発生した場合、避難・誘導などに多くの困難が予想されており、普段から防災対策を万全にしておかなければなりません。被害を最小限に食い止めるために、各施設に防災対策を働きかけます。

2 防災対策

防災対策は、「稚内市地域防災計画」(総則編 第3章市及び防災機関が行う業務と市民等の責務 第2節市民、自主防災組織及び事業所の責務)に基づき、次の項目について推進します。

(1) 災害に備えた食糧・資器材の備蓄

災害時の電気・水道などのライフラインが寸断された場合に備え、施設入所者が最低3日間程度の生活維持に必要な食糧・飲料・医薬品などの備蓄、及び施設機能の応急復旧に必要な防災資器材の整備が必要です。

(2) 防災組織の整備

災害発生に備え、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確にしておくことはとても重要です。

特に冬期や夜間の災害発生に備え、消防機関などへの通報連絡や、入所者の避難誘導体制に十分配慮した防災組織の整備が必要です。

ア 職員の参集と役割分担計画の作成

職員の居住場所や通勤手段を考慮して、災害発生時における参集職員の把握を行うとともに、日常時及び災害時の職員の役割分担を明確にし、防災組織を確立する。

イ 被災情報収集と連絡体制の整備

災害発生時の被災情報の収集や、職員への連絡体制はきわめて重要です。災害時は、電話、FAX回線の遮断などで使用できない可能性が高いことから、職員の出勤(参集)基準を定めておくことが必要です。

また、消防機関などへの早期通報が可能な非常通信装置を設置するなど、緊急通報体制を確保することが必要です。

ウ 地域社会との連携

災害が発生した場合は、職員だけでは対応が困難な場合が多く、地域住民やボランティア組織と連携を強くしておくことが必要です。

近隣施設・住民との合同訓練を実施し、施設の避難訓練への参加などを通じて実態を十分認識してもらい、緊急時における応援・協力体制の確保が必要です。

(3) 要支援者の避難場所の確保

津波や洪水時の避難勧告や、地震による施設の損壊なども予想されることから、入所者の収容避難所を確保するため、近隣施設、病院、社会福祉施設など相互の連携体制を確立しておくことが必要です。

また、要支援者のほか、一般の高齢者などの受け入れを要請されることが想定されることから、「福祉避難所」として対応できるよう検討を行うことが必要です。

(4) 防災教育・訓練の実施

施設職員や入所者が、災害時などに関する基礎的な知識や行動について理解を深めるため、防災教育・防災訓練を定期的・計画的に実施することが必要です。

特に冬期や夜間の災害発生を想定した訓練や、災害の規模を考えた訓練など、画一的な防災訓練にならないよう配慮が必要です。

第5章 個別計画の策定

市は、災害時における要支援者の避難支援を、より具体的で実効性のあるものとするため、平常時から名簿情報を関係者に提供することに同意を得ている者について、本人及び避難支援等関係者と打合せ等を行いながら要支援者一人ひとりに係る避難支援の方法等を定めた個別計画（別紙様式3）の策定を進めていきます。

また、平常時から要支援者と避難支援等関係者が、避難支援等の具体的な支援方法について入念に打ち合わせるよう、避難支援等関係者に協力を求めます。

稚内市避難行動要支援者名簿の情報提供同意書

フリガナ			
氏名			
生年月日		性別	男・女
住所			
避難支援等を必要とする理由 (該当項目に☑)	<input type="checkbox"/> 要介護認定3～5を受けている <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳1・2級の第1種を所持している <input type="checkbox"/> 療育手帳Aを所持する知的障害者である <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳1級または2級を所持している <input type="checkbox"/> 市の支援を受けている難病患者である <input type="checkbox"/> その他()		
電話番号		FAX番号	
携帯電話番号		メールアドレス	

※同意いただいた場合、上記情報を避難支援等関係者に提供します

避難行動要支援者は、避難支援等関係者（民生児童委員、町内会、自主防災組織、社会福祉協議会、消防機関、警察署の他、避難支援を行う人として皆様が選んだ人）への情報提供に同意することにより、避難支援等関係者から災害発生時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援等関係者自身や家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援等関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

上記の内容を理解し、避難の支援、安否の確認、その他の生命又は身体を災害から保護を受けるために、上記内容（氏名、生年月日、性別、住所、障害種別等の内容、連絡先等）及び障害名や病名等を、稚内市地域防災計画に定める避難支援等関係者に提供することに、

- 同意します
- 趣旨を十分理解した上で、同意しません
- 同意するかしないかを判断するため、詳細な説明を求めます

↑該当するものに☑

平成 年 月 日 氏名 _____

保護者又は代理人 _____ 本人との関係 ()

※同意の意思について、変更の申出がない限り自動継続とします。

わっかないしひなんこうどうようしえんしゃめいぼ じょうほうていきょうどういしょ
稚内市避難行動要支援者名簿の情報提供同意書

わたしは、災害発生時に避難する手助けが受けられるように、

事前にわたしの個人情報 を民生児童委員や町内会、自主防災

組織などの避難支援等関係者に提供 することに、

1 同意する。

2 同意しない。

1か2どちらかを

○で囲って下さい。

へいせい ねん がつ にち きにゅう ひ
平成 年 月 日 (記入した日)

しめい
氏名

じゅうしょ わっかないし
住所 稚内市

でんわばんごう
電話番号

ほごしゃまた だいにんにん
(保護者又は代理人)

しめい
氏名

ほんにん かんけい
本人との関係

避難支援等 を必要とす る理由 (該当項目に ☑)	<input type="checkbox"/> 要介護認定3～5を受けている <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳1・2級の第1種を所持している <input type="checkbox"/> 療育手帳Aを所持する知的障害者である <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳1級または2級を所持している <input type="checkbox"/> 市の支援を受けている難病患者である <input type="checkbox"/> その他 ()
---------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※ 同意しても、災害時の避難支援が必ずなされる保証をするものではありません。

※ 避難支援等関係者は、避難支援に関し、法的な責任や義務を負うものではありません。

※ 同意の意思について、変更の申出がない限り自動継続とします。

個別計画

避難時に配慮 しなくてはな らない事項	(あてはまるものすべてに☑) <input type="checkbox"/> 立つことや歩行ができない <input type="checkbox"/> 音が聞こえない(聞き取りにくい) <input type="checkbox"/> 物が見えない(見えにくい) <input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解がむずかしい <input type="checkbox"/> 危険なことを判断できない <input type="checkbox"/> 顔を見ても知人や家族とわからない <input type="checkbox"/> その他()
---------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

同居家族等	
-------	--

緊急時の連絡先 ①	フリガナ	
	氏名(団体名)	
	住 所	
	連絡先	電話番号1 : 電話番号2 : メールアドレス その他 :
緊急時の連絡先 ②	フリガナ	
	氏名(団体名)	
	住 所	
	連絡先	電話番号1 : 電話番号 : 2 メールアドレス その他 :
【特記事項】 普段いる部屋、 寝室の位置、 不在時の目印、 避難済の目印、 など		

